

コーポレートガバナンス

古河電工は、迅速な意思決定による経営の効率化によって事業環境や市場の変化に迅速に対応して業績を向上させるとともに、内部統制システムを構築・整備して経営の健全性の維持に努めています。

取締役会・監査役会

取締役会

古河電工では、意思決定の迅速化のために、毎月の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど運営の工夫をしています。また、取締役会がコーポレートガバナンスの要としての業務執行の監視監督機能を十分に発揮するために、社外取締役が議題に関して理解を十分に深めたうえで取締役会に出席できるようサポート体制を整えるとともに、社外取締役の発言を尊重して意思決定を行っています。取締役会の下には、会長、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーから構成されるCSR・リスクマネジメント委員会を設け、当社グループ全体の観点から、CSRおよびリスクマネジメント活動を推進する体制を整えています。

監査役会

古河電工は、会社の機関設計として監査役設置会社の形態を採用しています。取締役会から制度的に独立した監査役および監査役会の機能を重視するとともに、監査役、会計監査人および内部監査部門であるCSR推進本部監査部が、相互に情報、意見を交換するなど連携を密にし、監査機能の充実を図っています。

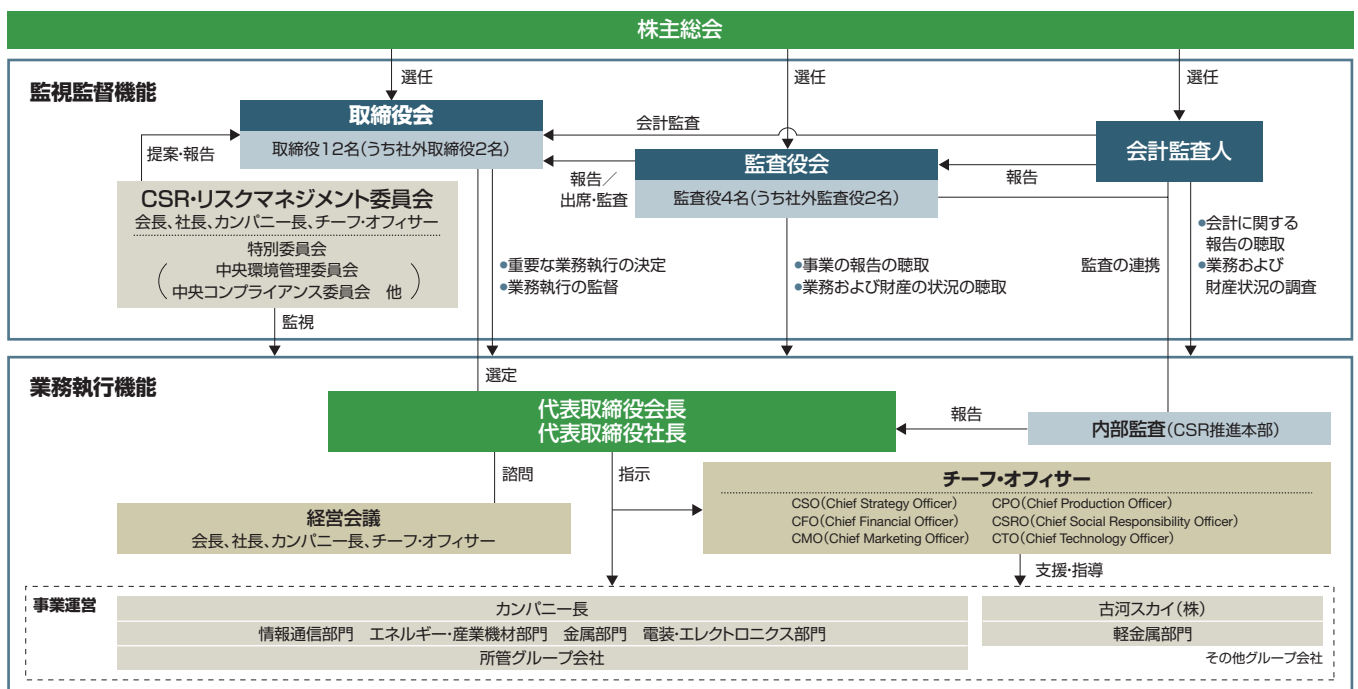
業務執行

古河電工の業務執行体制としては、カンパニー制およびチーフ・オフィサー制を敷いており、業務執行の最高責任者である社長のもと、事業運営に関してはカンパニー長が、グループ全体の戦略・資源配分・管理に関してはチーフ・オフィサーが、それぞれの責任者として業務執行を行い、その状況を四半期毎に取締役会に報告しています。

内部統制

古河電工およびグループ会社では、職務執行の効率性維持・向上、コンプライアンス、リスク管理、情報管理およびグループ会社管理を内部統制の目的と考え、内部統制システムを整備・構築し運用しています。CSR推進本部管理部に内部統制推進グループを設置し、内部統制システムの整備推進、運営状況の評価、改善を行っています。また、2009年3月期より導入された金融商品取引法に定められた内部統制報告書については、グループJ-SOX会議およびCSR推進本部を中心に取り組み、古河電工の財務報告にかかる信頼性の維持・向上に努めています。

コーポレートガバナンス体制図



CSRマネジメント

古河電工グループでは、CSR活動を推進する専門部署とそれを管轄する役職を設け、企業活動全般にわたるモニタリングの充実を図っています。

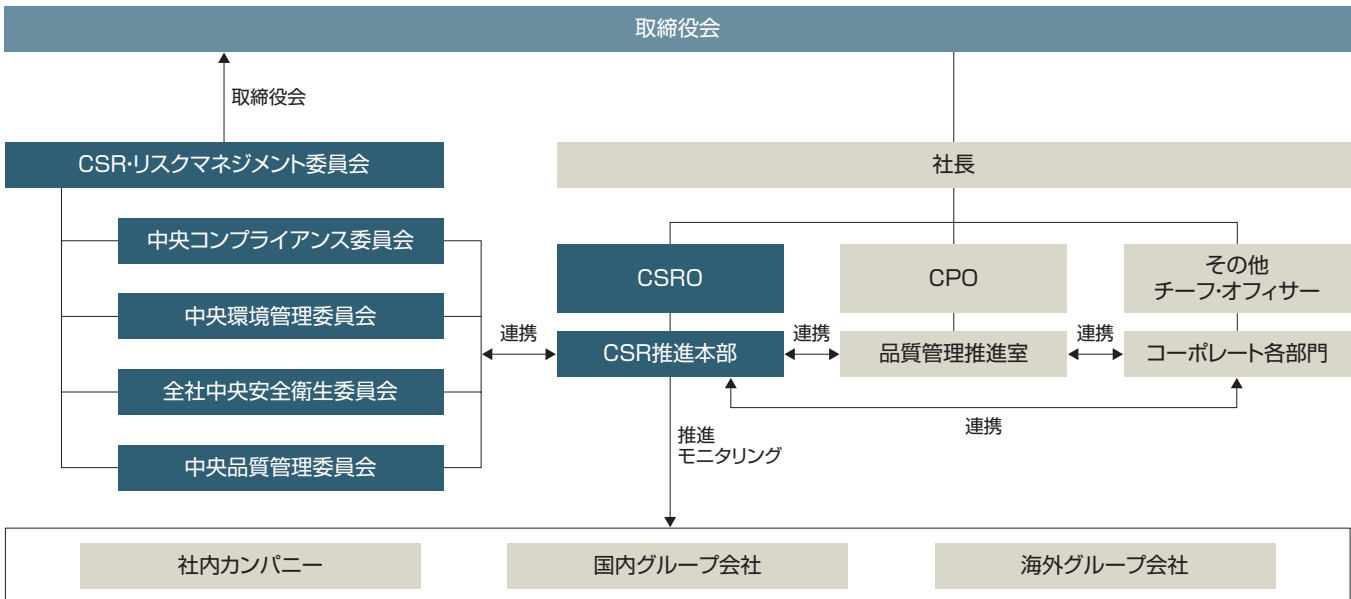
CSR推進体制

当社グループでは、CSR活動のさらなる充実・強化を図るため、CSR活動を推進する専門部署であるCSR推進本部と、これを管轄する役職CSRO(Chief Social Responsibility Officer)を設けています。CSR推進本部には、内部組織として監査部、輸出管理室、安全環境推進室および管理部を置き、内部統制推進、コンプライアンス、リスク管理、安全、環境保全、社会貢献など、CSRの観点からの企業活動全般にわたるモニタリングの充実ならびにCSR関連諸活動の統一的推進を図っています。また万一の問題発生時には、事実関係の調査や原因究明、善後策や再発防止策の策定・実施、対外的公表など、必要な措置を適切かつ迅速に行える体制を整えています。

CSR基本方針

私たちは、古河電工グループの社会的な責任を十分認識し、「企業活動」「環境保護活動」「社会貢献活動」を通じ、全てのステイクホルダー(利害関係者)との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的な発展に貢献します。

CSR推進体制図



CSRマネジメント

コンプライアンス

コンプライアンスの推進

古河電工グループでは、コンプライアンスを「単に法令の遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企業人に求められる価値観や倫理感に即した行動をとること」と定義し、『古河電工グループ企業行動憲章』を倫理・法令遵守の基本理念とし、さらに具体的な「CSR行動規範」を定め、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進しています。

2008年度は、大阪事業所伸銅製品におけるJISマーク認証取り消し、架橋高発泡ポリエチレンシートに関する独占禁止法違反などの重大なコンプライアンス違反を発生させてしまいました。これらの反省から、本社・支社、各事業所にてマネージャー以上を対象とした「コンプライアンス説明会」の実施、「コンプライアンス経営推進について」の社長メッセージの配信を行いました。また、古河電工内の役員および部長、マネージャー以上の管理職、関係会社の役員を対象に「コンプライアンス誓約書」を新たに導入しました。2009年度は、コンプライアンス教育の充実、コンプライアンス誓約書の対象拡大や従業員意識調査などに取り組んでいく予定です。

内部通報制度

当社では、コンプライアンス違反を早期に発見し、対策をとるため、役職員が顕名または匿名で中央コンプライアンス委員会へ通報できる内部通報制度を導入しております。内部通報を行ったことにより通報者に不利益が生じないよう十分に配慮しています。

コンプライアンス教育

新入社員から役員までの階層別教育をはじめ、「CSR・コンプライアンス・ハンドブック」による職場内教育を実施し、全従業員に対しコンプライアンス意識の浸透を図っています。

2008年度の主なコンプライアンス講習会

講習会名	対象
階層別研修	
役員勉強会	執行役員以上
新任マネージャー研修	新任課長・マネージャー
新任基幹社員研修	新任管理職、専任職
古河電工グループ役員研修	関係会社役員
古河電工グループ管理職研修	関係会社マネージャー
その他	
古河シティキャンパス コンプライアンスセミナー	企画管理、営業、 本部部門の部長・課長・マネージャー・担当者
コンプライアンス説明会	事業部長、部長、課長、マネージャー

リスクマネジメント

リスク管理

CSR・リスクマネジメント委員会では、毎年社内各部長、国内外関係会社代表者に対し、リスク調査を実施し、リスクの洗い出しを行っています。

当社グループとして直面しているリスクに優先順位付けを行い、重要なリスクについては、CSR・リスクマネジメント委員会で対応方針を定め、対応状況について進捗をフォローし、リスクの軽減に努めています。

2008年度の古河電工の重要リスクとしては以下の4項目を掲げ、それぞれ関係部門による具体的施策の実施をフォローしました。

2008年度の古河電工の重要リスク

- ①地震等の自然災害及び感染症
- ②品質管理
- ③情報セキュリティ
- ④関係会社のガバナンス

BCP(事業継続計画)

グループの社会的な責任を十分認識し、不測のリスクに対する被害を最小化し、かつ事業を継続していくため、下記のグループBCM基本方針に基づいて、震度6強の首都直下地震を想定した事業継続計画(BCP)を策定しました。今年度以降、新型インフルエンザなどのリスクも取り込んだBCPとし、事業継続マネジメント(BCM)段階に移行し、PDCAサイクルをまわしていく予定です。

BCM基本方針

1. 人命の尊重
2. 被害の拡大防止
3. 重要業務の継続・早期復旧
4. 地域貢献
5. 事業継続マネジメントの実施